

減免の対象となる固定資産

福井市市税賦課徴収条例施行規則 別表第2 固定資産税の減免の表(第13条関係)

区分		減免の割合	
(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する固定資産で自己の生活の用に供するもの		全部	
(2) 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)	ア 専ら広く地域の集会の用に供する家屋及びその敷地	全部	
	イ 市長の承認を受けて設置した児童遊園の用に供する土地	全部	
	ウ 路面上相当区間連続して設けられたアーケード及び街路灯	全部	
	エ 学校法人等、公益社団法人及び公益財団法人、宗教法人並びに社会福祉法人以外の者が設置した幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	全部	
	オ 不特定多数の人又は車の自由通行の用に供されている私道で公共の用に供する道路に準ずるものとして市長が必要と認めたもの	全部	
	カ 防火用貯水池及び防火用水槽の用に供する土地	全部	
(3) 災害により著しく価値を減じた固定資産	ア 土地	(ア) 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるもの	全部
		(イ) 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるもの	10分の8
		(ウ) 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6
		(エ) 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4
	イ 家屋	(ア) 全壊、流失、全焼、埋没等により家屋の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	全部
		(イ) 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合において当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたもの	10分の8
		(ウ) 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受けた居住又は使用目的を著しく損じた場合において当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの	10分の6
		(エ) 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合において当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4
	ウ 償却資産		家屋に準ずる割合
	(4) その他特に市長が必要と認めるもの		市長が必要と認める割合

注 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 震災、風水害、火災その他令第48条の5第1項(災害の範囲)に規定する災害で市内の固定資産について生じたものをいう。

(2) 学校法人等 法第348条第2項第9号(固定資産税の非課税の範囲)に規定する学校法人等をいう。

備考

1 固定資産税の減免は、それぞれの固定資産について、この表の区分の欄に掲げる減免事由の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる減免の割合の範囲内において行うものとする。

2 市長は、この表に掲げる減免の割合以外の割合により減免すべき特別の事情があると認めるときは、その割合により減免することができるものとする。

規則別表第2(4)「その他特に市長が必要と認めるもの」の対象となる固定資産

<表1>

番号	区分	軽減又は 免除の割合
1	自治会が所有し、又は貸与を受けて、公園、ごみ集積場、消防・防災施設の用に供する固定資産	全部
2	宗教法人以外の者が設置する祠(ほこら)・地藏堂等で、当該地域内外の不特定多数人の信仰の対象となっている固定資産	全部
3	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業の施行に係る土地のうち、仮換地及び従前地において、全部又は一部が使用できない土地	全部
4	国又は地方公共団体が、公用又は公共の用に供するために取得し、又は貸与を受ける固定資産	全部
5	地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第348条第2項第9号又は第9号の2に規定する学校法人等(以下「学校法人等」という。)が教育の用に供している固定資産	全部
6	法第348条第2項第10号から第10号の7までに規定する社会福祉法人等が福祉施設の用に供している固定資産	全部
7	学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校で、学校法人等以外の者が直接その教育の用に供している固定資産	1/2
8	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場(公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)により、入浴料金の統制を受ける普通公衆浴場に限る。)で、直接その事業の用に供している固定資産(土地については、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地以外の土地に限る。)	2/3 都市計画税を 除く
<p>注 <表1>に掲げる固定資産の減免にあたっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 有料で借り受けて使用するものは、減免の対象としない。</p> <p>(2) 原則として、用に供した日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度(以下「当該年度」という。)分のうち、用に供し減免申請がなされた日以後初めて到来する納期限にかかる分から減免する。</p> <p>(3) 各番号に規定している者以外が納税義務者である場合は、次の①②のとおりとする。</p> <p>① 納税義務者から無償で当該固定資産を借り受け、用に供している。</p> <p>② 納税義務者から所有権を移転し用に供している場合は、当該固定資産を無償で取得している。</p> <p>(4) 各番号に規定している者又は前項(3)に掲げる納税義務者が、当該年度の前年度についても納税義務を負っている場合で、1月1日以降2月末日までの間に用に供し減免申請を行った場合は、前年度第4期分も減免の対象とする。(3番を除く。)</p> <p>(5) 4番、5番、6番により減免となった固定資産は、状況に変更がなければ、当該年度の翌年度は非課税となる。</p>		

<表2>

番号	区分	軽減又は 免除の割合
1	賦課期日以前に、国又は地方公共団体による買収等の契約が完了し売主が使用収益していない、かつ事務処理の遅延等やむを得ない事由により、当該賦課期日以後初めて到来する3月31日までに所有権移転登記が完了する固定資産	全部
注 <表2>は、遅延なく賦課期日前に国又は地方公共団体へ所有権移転登記がなされていれば、翌年度から非課税となることを鑑みて行う減免であるため、契約の翌年度分を減免する。なお、買収等の契約が無償ならば、<表1>4番に該当する。		